

令和6年度

秋の全国交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

運 動 実 施 期 間	<u>9月21日（土）～9月30日（月）</u>
一 斉 街 頭 指 導 日	<u>9月20日（金）・9月30日（月）</u>
交通指導取締隊出発式	<u>9月20日（金）午前10時～県庁正面玄関</u>
交通事故死ゼロを目指す日	<u>9月30日（月）</u>

【重点目標】

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

《運動の目的》

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある運動や住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。

各重点目標ごとに掲げた項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

(1) 歩行者の交通事故防止対策

- ・反射材用品や明るい色の服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- ・通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ・「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ・幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育の推進
- ・高齢歩行者の死亡事故の特徴を踏まえた、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

(1) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- ・夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の推進
- ・夕暮れ時の前照灯の早めの点灯と、夜間の対向車・先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(2) 飲酒運転の根絶

- ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動などの促進
- ・アルコール検知器を用いた酒気帯び確認等、自動車の使用者等の義務を遵守を徹底させる取組の推進

(3) 運転者の歩行者優先意識の徹底とながらスマホの防止対策

- ・横断歩道における歩行者優先義務等の交通ルール遵守を促す取組の推進
- ・運転中のスマートフォン等の使用や、注視の危険性に関する広報啓発の推進

(4) 妨害運転等の防止対策

- ・「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止

- ・加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ・運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ・ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果の理解促進と、着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車への反射材用品等の取付けを促す取組の促進
- ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進と自転車の点検整備の推進

(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ・酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知

- ・「自転車安全利用五則」の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・信号の遵守、無灯火・飲酒運転の禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・スマートフォン等の使用による片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底
- ・道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34）の規定（令和 6 年 5 月 24 日に交付され 6 月を超えない範囲内に施行される、ながらスマホの禁止・酒気帯び運転に対する罰則の創設）についての周知

(3) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- ・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と遵守の徹底及びヘルメット着用を促す取組の推進